資料４

|  |
| --- |
| 大阪府子育てサポートハートフル企業顕彰基準（たたき台） |

１　ひとり親家庭の親の雇用促進に積極的に取り組んでいる企業等（団体を含む）であって、顕彰する日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ただし、知事が顕彰することが適当でないと認める企業等に対しては顕彰しない。

　(１)大阪府内に事務所または事業所を設置していること。

　(２)労働関係法規に違反していないこと。

　(３)母子及び父子並びに寡婦福祉法など福祉関係法規に違反していないこと。

　(４)暴力団員又は暴力団密接関係者と関与していないこと。

　(５)破壊活動防止法に基づく暴力主義的破壊活動を行った者に該当しないこと。

　(６)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っていないこと。

(７)会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

　(８)破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

２　ひとり親家庭の親の雇用促進に貢献し、功績が顕著である府内の企業

　(１)「定量的評価項目」（満点50点）

毎年●月●日現在の常用雇用労働者に対するひとり親家庭の親の雇用率又は雇用者数を点数化（いずれか高い方の点数を採用）し、上位５者を選定

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用率（％） | 点数 |  | 雇用者数（人） | 点数 |
| 1.20～1.44 | 10点 |  | 1～4 | 10点 |
| 1.45～1.69 | 20点 |  | 5～8 | 20点 |
| 1.70～1.94 | 30点 |  | 9～11 | 30点 |
| 1.95～2.19 | 40点 |  | 12～14 | 40点 |
| 2.20～ | 50点 |  | 15～ | 50点 |

（雇用率は、障がい者の法定雇用率から引用）

　(２)　上記５者について、「定性的評価の視点」を総合的に評価して採点（満点50点）

　(３) 「定量的評価項目」と「定性的評価」合計点（100点）で、受賞候補企業を決定

（上位１～２者を予定。ただし、受賞候補企業が●点未満の場合、「該当なし」とする）

３　ひとり親家庭の親の雇用促進につながるよう、育児や家事等の生活面に対する支援に優れた取組を行っている企業

　(１)「定量的評価項目」（満点50点）

ひとり親家庭への支援を過去３年以上継続して実施している実績を点数化し、上位５者を選定

|  |  |
| --- | --- |
| 支援の実績 | 点数 |
| ３年 | 10点 |
| ４年 | 20点 |
| ５年 | 30点 |
| ６年 | 40点 |
| ７年以上 | 50点 |

(２)　上記５者について、「定性的評価の視点」を総合的に評価して採点（満点50点）

　(３) 「定量的評価項目」と「定性的評価」合計点（100点）で、受賞候補企業を決定

（上位１～２者を予定。ただし、受賞候補企業が●点未満の場合、「該当なし」とする）

４　「定性的評価」の基準

|  |  |
| --- | --- |
| 定性的評価の視点 | ・ひとり親家庭の親の就業を促進するための取組状況・ひとり親家庭の親が仕事と家庭を両立して働き続けやすくするための取組状況・ひとり親家庭の親の雇用促進のため、企業として取り組んでいる内容・ひとり親家庭の親を雇用することで新たな生産性に繋がるなど先進的又は独自性に優れた取組状況・具体的な取組事例の公益性 |
| 審査書類 | ・ひとり親家庭の親の雇用状況に関する報告書→ひとり親を雇用していることを示す書類（扶養控除申告書、特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書等）をもとに企業にて作成・取組み事例ＰＲ資料 |